

監 査 報 告 書

平 成 28 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第7号

平成28年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

藤川泰延 (印)

平野正幸 (印)

松本隆弘 (印)

小西隆紀 (印)

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成27年12月2日から28年5月20日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	10
4 重 点 監 査 の 結 果	12
5 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	15
第3 指 摘 項 目 の 内 容	17
地 方 機 関 等	19

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。特に、物品調達手続に係る不適正経理の再発防止策の再検証及び不動産取得税の課税事務について重点的に監査を実施した。

2 監査の対象

平成27年12月2日から28年5月20日までの間に実施した監査の対象とした234地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
企画県民部 東播磨県民局	平成28年5月11～12日
北播磨県民局	平成28年5月13日、5月19日
中播磨県民センター	平成28年2月8～9日
西播磨県民局	平成28年4月21日、4月25日
但馬県民局	平成28年1月13～14日
淡路県民局	平成28年1月21～22日
東京事務所	平成28年4月27日
兵庫県立大学附属高等学校	平成28年4月27日
兵庫県立大学附属中学校	平成28年4月27日
広域防災センター	平成28年5月20日
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成28年5月12日
姫路こども家庭センター	平成28年2月10日
豊岡こども家庭センター	平成28年1月29日
県立明石学園	平成28年5月13日
食肉衛生検査センター	平成28年5月13日
産業労働部 県立ものづくり大学校	平成28年2月10日
県立但馬技術大学校	平成28年1月28日
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成28年5月19日
姫路家畜保健衛生所	平成28年2月10日
和田山家畜保健衛生所	平成28年1月29日
淡路家畜保健衛生所	平成28年2月2日
県土整備部 県立淡路景観園芸学校	平成28年2月3日
教育委員会 播磨東教育事務所	平成28年5月12日
播磨西教育事務所	平成28年2月10日

実施機関名	監査実施日
但馬教育事務所	平成28年1月29日
淡路教育事務所	平成28年1月21日
県立南但馬自然学校	平成28年1月29日
県立但馬やまびこの郷	平成28年1月29日
県立教育研修所	平成28年5月20日
県立図書館	平成28年5月13日
県立歴史博物館	平成28年2月10日
県立コウノトリの郷公園	平成28年1月29日
県立考古博物館	平成28年5月13日
東灘高等学校 外153校	平成27年12月2日、12月10日、 12月14日、12月15日、12月16日、 12月18日、12月21日、平成28年 1月27日、1月28日、1月29日、 2月2日、2月3日、2月4日、 2月10日、4月26日、4月27日、 4月28日、5月10日、5月13日、 5月20日
公安委員会 東灘警察署 外46署	平成27年12月15日、12月16日、 12月18日、12月21日、平成28年 1月29日、2月2日、2月3日、 2月4日、2月10日、4月26日、 4月27日、5月13日、5月20日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、指摘事項が43機関において97項目あった。内容面では財産管理事務が33項目、収入事務が28項目と多く、両事務で全指摘項目の約6割を占めている。

財産管理事務については、33項目のうち自損事故等による公用車の損傷が18項目で約半数を占めており、前年度同期と比べて公用車の損傷を指摘した機関数及び損傷台数は増加している。

収入事務については、港湾施設使用料等の収入未済額は減少したものの、200万円以上の県税高額滞納額は増加しており、全体では依然として収入未済額が多額となっている。

また、平成27年6月から1年間にわたり物品調達手続に係る不適正経理の再発防止策の再検証及び不動産取得税の課税事務について実施した重点監査の概要を「重点監査の結果」として取りまとめた。

これらを踏まえて、事務執行を適正に推進していくうえで特に必要と思われる項目を「留意・改善・要望事項」として記述したので、今後の事務執行に際して特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は次表のとおりである。

機 関 名	預 金	収 入	出 払	贈 与	事 務	勘 定	契 約	其 他	計	指 摘 の 内 容
東播磨県民局	1	2		2			4		9	19頁
北播磨県民局		3	1	4			1		9	20頁
中播磨県民センター	1	3	1	3			1		9	22頁
西播磨県民局		2	2	1	1		2		8	23頁
但馬県民局	1	1	1	4			1		8	24頁
淡路県民局		3		2		2			7	25頁
中央こども家庭センター	1	1		2					4	26頁
姫路こども家庭センター	1	1							2	27頁
豊岡こども家庭センター				1					1	27頁
県立明石学園	1			1					2	27頁
県立ものづくり大学校			1						1	28頁
県立但馬技術大学校								1	1	28頁
県立農林水産技術総合センター			1	1			1		3	28頁
県立歴史博物館							1		1	29頁
県立考古博物館				1					1	29頁

機 関 名	預 算	収 入	処 理	贈 与	工 事 費	補 給 費	契 約 費	その他	合 計	指 題 の 内 容
神戸工業高等学校		1							1	29頁
尼崎工業高等学校		1							1	29頁
阪神昆陽高等学校		1							1	29頁
有馬高等学校		1							1	29頁
明石高等学校				1					1	30頁
明石西高等学校				1					1	30頁
加古川西高等学校			1						1	30頁
西脇北高等学校		1							1	30頁
三木北高等学校			1						1	30頁
松陽高等学校		1							1	30頁
小野高等学校							1		1	30頁
播磨農業高等学校				1					1	31頁
姫路北高等学校		1							1	31頁
飾磨工業高等学校		1	1						2	31頁
網干高等学校		2							2	31頁
龍野北高等学校		1							1	31頁
但馬農業高等学校			1						1	31頁
青雲高等学校		1							1	32頁
こやの里特別支援学校							1		1	32頁
上野ヶ原特別支援学校							1		1	32頁
葺合警察署				1					1	32頁
神戸西警察署				1					1	32頁
西宮警察署				1					1	33頁
姫路警察署				1					1	33頁
網干警察署				1					1	33頁
たつの警察署				1					1	33頁
豊岡北警察署				1					1	33頁
南あわじ警察署				1			1		2	33頁
合 計 (43機関)	6	28	11	33	1	2	15	1	97	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	東京事務所、兵庫県立大学附属高等学校、兵庫県立大学附属中学校、広域防災センター
健康福祉部	食肉衛生検査センター
農政環境部	姫路家畜保健衛生所、和田山家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所
県土整備部	県立淡路景観園芸学校
教育委員会	播磨東教育事務所、播磨西教育事務所、但馬教育事務所、淡路教育事務所、県立南但馬自然学校、県立但馬やまびこの郷、県立教育研修所、県立図書館、県立コウノトリの郷公園、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、兵庫工業高等学校、神戸北高等学校、神戸甲北高等学校、神戸鈴蘭台高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、神崎工業高等学校、尼崎稲園高等学校、尼崎高等学校、尼崎北高等学校、武庫荘総合高等学校、尼崎西高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮今津高等学校、西宮北高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、伊丹北高等学校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、猪名川高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等学校、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、姫路別所高等学校、姫路東高等学校、姫路工業高等学校、姫路西高等学校、姫路飾西高等学校、姫路商業高等学校、姫路南高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野高等学校、赤穂高等学校、家島高等学校、夢前高等学校、神崎高等学校、福崎高等学校、香寺高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、山崎高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、姫路聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、のじぎく特別支援学校、神戸特別支援学校、阪神特別支援学校、芦屋特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、高等特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、北はりま特別支援学校、姫路特別支援学校、姫路しらすぎ特別支援学校、播磨特別支援学校、赤穂特別支援学校、西はりま特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校、あわじ特別支援学校
公安委員会	東灘警察署、灘警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、飾磨警察署、福崎警察署、相生警察署、赤穂警察署、佐用警察署、宍粟警察署、朝来警察署、養父警察署、豊岡南警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった43機関、97項目のうち、主な指摘事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

ア 200万円以上の県税高額滞納額は、前年度同期と比較すると5,143,294円増加（増加率3.7%）しており、143,377,152円となっている。（東播磨県民局5,448,200円、北播磨県民局2,886,084円、中播磨県民センター75,540,468円、西播磨県民局36,045,500円、淡路県民局23,456,900円）

イ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると3,393,798円減少（減少率7.7%）しているものの、40,515,944円となっている。（東播磨県民局4,355,641円、中播磨県民センター7,334,240円、西播磨県民局6,478,530円、淡路県民局22,347,533円）

ウ 児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると3,961,751円減少（減少率40.4%）しているものの、5,841,909円となっている。（中央こども家庭センター2,496,702円、姫路こども家庭センター3,345,207円）

(2) 予算執行について

ア 支出の原因となる補助金を交付決定する場合や契約を締結する場合は、事前に予算の令達を受け支出負担行為の決定を行わなければならないが、これを行っていなかったものが次のとおりあった。

(ア) 県民まちなみ緑化事業において、当該事業に係る予算が不足（916,000円）しているのに、1件、1,722,000円の補助金を交付決定していた。（但馬県民局）

(イ) 社会的養護関係施設第三者評価業務において、当該事業に係る予算が令達されていないのに、1件、230,000円の委託契約を締結していた。（県立明石学園）

イ 地方自治法施行令等において規定されている支出に係る会計年度を誤っていたものが9件、1,601,810円あった。（東播磨県民局2件、129,530円／中央こども家庭センター2件、681,960円／姫路こども家庭センター5件、790,320円）

(3) 支出負担行為の誤りについて

支出負担行為は支出の義務を負う予算執行の第一段階の行為であり、財務規則等に基づき適時に決定することが必要であるが、決定を行っていなかったものや時期を誤っていたものが次のとおりあった。

ア 補助金の交付決定に当たり、支出負担行為の決定を行っていなかったもの：3件（但馬県民局1件、淡路県民局2件）

イ 負担金、補助及び交付金等の支出において、事前に支出負担行為の決定を行う必要があるにもかかわらず、請求のあったときに決定していたもの：53件（県立農林水産技術総合センター2件、加古川西高等学校1件、但馬農業高等学校50件）

(4) 公用車の損傷について

公用車の損傷について指摘したものは18機関、72台で、前年度同期と比較すると、機関数は4機関、損傷台数は23台増えている。（北播磨県民局、但馬県民局、神戸西警察署等）

また、財務規則において、使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を所属長を経て知事に提出しなければならないと規定されているが、その提出を怠ったこと等のため、4機関、78台で公用車の損傷の発生時期や原因が不明となっていた。（北播磨県民局、中播磨県民センター、但馬県民局、淡路県民局）

(5) 財産管理事務について

物揚場等に運動場が設置されているなど、港湾施設の不法占用が2件、134平方メートルあった。（東播磨県民局）

(6) 契約事務について

ア 道路改良工事において、別途発注とすべき箇所の道路改良工事を設計変更により追加していた。（西播磨県民局1件）

イ 生息実態調査研究委託において、契約に定める研究成果報告書が期限内に提出されていなかった。（東播磨県民局1件）

ウ 橋りょう右岸拡幅橋下部工工事において、橋脚及び橋台に係る一部工種の追加等に係る変更契約を当該橋脚及び橋台の部分引渡しを受けた平成27年3月31日以前に締結すべきところ、5月8日に締結していた。（東播磨県民局1件）

エ 土地売買契約を締結した工事用土地に関し、当該土地上にある土地所有者以外の者が所有する看板について、物件移転補償契約が締結されていなかった。（西播磨県民局1件）

オ 随意契約を行う場合は最低制限価格を設けることが認められていないのに、これを設けていた契約が1件、2,138,400円あり、最低の価格をもって見積書を提出した者の見積金額と比べて契約額が313,200円割高となっていた。（上野ヶ原特別支援学校）

カ 特別展開催委託契約において、平成27年度の債務負担行為がないにもかかわらず、委託期間が26年度から27年度にわたる契約を締結していた。（県立歴史博物館1件、12,000,000円）

キ 契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、契約上の義務の履行を確保するとともに、履行しない場合の損害の補填を容易にするため、契約金額の100分の

10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、これを行わないまま契約を締結していたもの、徴収額が不足していたもの、業務等完了後に徴収した契約保証金等を速やかに還付していなかったものが次のとおりあった。

- (ア) 契約保証金の徴収等をしていなかったもの：2機関、2件（小野高等学校1件、契約額2,008,800円／こやの里特別支援学校1件、契約額2,967,840円）
- (イ) 契約保証金が不足していたもの：5機関、11件（東播磨県民局2件、不足額5,284,172円／北播磨県民局2件、不足額2,124,732円／中播磨県民センター2件、不足額4,768,276円／西播磨県民局4件、不足額5,024,160円／南あわじ警察署1件、不足額350,000円）
- (ウ) 契約保証金等の還付が遅延していたもの：2機関、2件（東播磨県民局1件、県立農林水産技術総合センター1件）

4 重点監査の結果

本庁及び地方機関等の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、重点的に監査する事務事業を定め、当該項目について濃密な監査を実施している。

平成27年6月から1年間にわたり、全庁に共通する項目として「物品調達手続に係る不適正経理の再発防止策の再検証」について、県税事務所を対象とする個別項目として「不動産取得税の課税事務」について重点監査を実施したが、その結果の概要は次のとおりである。

(1) 物品調達手続に係る不適正経理の再発防止策の再検証

本庁及び地方機関等において、軽微なものを含め不適切な事項が144項目あり、うち指摘事項としたものが9項目あった。

ア 指摘事項

項目	指摘事項の内容	備考
物品発注の決定手続が不適切であったもの (2項目)	物品発注時の決裁を行っていないものが142件、2,512,307円あった。(県立工業技術センター)	平成27年11月報告で公表済
	発注内容を変更したにもかかわらず、その決定を行っていないかった。(但馬県民局)	本報告書25頁に記載
経理事務に誤りがあったもの (6項目)	支出節の誤り 需用費で支出すべき物品の購入代金が備品購入費で支出されていた。(医務課、人事委員会事務局)	平成27年11月報告で公表済
	同上 (県立ものづくり大学校、三木北高等学校)	本報告書28頁、30頁に記載
	委託料で支出すべき製作物の作成代金が需用費で支出されていた。(北播磨県民局)	本報告書21頁に記載
	事前の支出負担行為なし 備品購入費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、備品代金を支出していた。(加古川西高等学校)	本報告書30頁に記載
管理職等による抽出調査が行われていなかったもの (1項目)	原則月1回実施する必要がある管理職等による抽出調査が全く行われていなかった。(中央こども家庭センター)	本報告書27頁に記載

イ 指摘事項以外の不適切な事項

(ア) 物品発注の決定手続が不適切であったもの (25項目)

物品発注時の決裁を行っていないものや、決裁に購入目的や用途、購入数量の積算の考え方が記載されていないもの等があった。

(イ) 発注時期及び発注量が不適切であったもの (6項目)

適正購入数量を上回る量の消耗品を年度末に購入していたものや、発注時期が遅くなったため当該年度の事業に活用できなかったもの等があった。

(ウ) 契約手続が不適切であったもの (21項目)

本来実施すべき見積合せを行っていないものや、見積合せを省略できるもので決裁にその理由が記載されていないもの等があった。

(エ) 物品の納品確認等が不徹底だったもの (36項目)

納品書が徴収されていないものや、複数職員により行うべき請求書への検収印が漏れていたもの等があった。

(オ) 経理事務に誤りがあったもの (10項目)

支出額や債権者を誤り歳出戻入を行っていたものや、請求書を紛失したため支出時期が遅延していたもの等があった。

- (カ) 管理職等による抽出調査の実施が不十分であったもの（34項目）
管理職等による抽出調査の実施頻度が低い機関、抽出調査項目の一部の調査が行われていない機関等があった。
- (キ) 備品管理が不適切であったもの（3項目）
購入した備品について、備品出納簿への記載がなされていないもの等があった。

ウ 総括

今回監査した範囲では、平成20年度から22年度にかけて全国的に問題となった預け金、一括払、差替え、翌年度納入、前年度納入といった不適正な経理処理は見受けられなかった。

しかし、文書による決裁を行うことなく大量の発注を行っていたものや管理職等による抽出調査が全く行われていないものなど、不適正経理につながりかねない事務処理が見受けられたので、法令や財務規則、「適正な経理事務の執行について」（平成22年12月24日通知）、「物品調達事務の取扱指針」（平成23年5月30日通知）（以下「指針」という。）等に基づき、次の事項の遵守を徹底する必要がある。

- (ア) 物品の購入に当たっては事前の決裁を必ず行うこと。決裁に当たっては、具体的な使用業務・用途、購入数量の積算の考え方等指針に定める必要事項を明記すること。
- (イ) 物品の使用時期を踏まえた計画的な執行に努めること。
- (ウ) 入札、見積合せを徹底すること。実施しない場合はその理由を決裁に記載すること。
- (エ) 複数名による納品確認及び請求書の検収を徹底すること。
- (オ) 管理職等による抽出調査を原則月1回実施し、指針に定める事項の確認を確実に行うこと。
- (カ) 職員に対し、職員研修等を通じ不適正経理の再発防止に向けた取組を周知徹底するとともに、会計事務に係る知識の向上を図り、適正な物品調達手続を行うこと。

(2) 不動産取得税の課税事務

課税誤りを含め指摘事項に該当する事務処理誤りは見受けられなかった。

しかし、同一事業所内の類似する建物で評価方法の統一を図ることが望ましいものや、評価にあたって面積算定の根拠が記録として残されていないものなど、納税者に対し十分な説明責任が果たせなくなるおそれがあるものが見受けられたので、事務処理に当たり注意する必要がある。

5 留意・改善・要望事項

留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

収入の促進については、県税事務所はもとより土木事務所においても滞納者の財産を差押えして徴収を進めるなど積極的な取組が行われている。しかしながら、200万円以上の県税高額滞納額が前年度同期と比較すると増加するなど、なお多額の収入未済があり、収入の促進になお一層取り組まれない。

(2) 公用車の損傷防止及び適正な管理について

これまでから、各機関において公用車の損傷防止に向けた様々な取組が行われてきたところであるが、損傷の発生原因の大半は依然として自損事故によるものであり、再発防止に係る取組は未だ十分とは言えない。

公用車を使用する機関は、引き続き交通安全研修の実施や職場会議等での意識啓発に努めるとともに、事故が発生した場合に発生原因の検証を行い、実効性のある対応策を講じられたい。

損傷の発生時期や原因が不明となっていたことについて、所属長は、自らの管理責任を十分に認識するとともに、所属職員に対し、公用車を損傷した場合には亡失等報告書を直ちに提出することが必要であることを周知徹底されたい。また、目視による車体点検を適切に行うことにより損傷の即時把握に努めるなど、公用車の適正な管理を徹底されたい。

(3) 財産の適正な管理について

港湾施設の不法占用については今回の監査において新たに発見されたものであり、その解消に努めるとともに、他の施設等についても不法占用等がないか現地確認等により把握し、財産の適正な管理に努められたい。

(4) 教職員公舎等の有効活用について

外国語指導助手の住宅については県が民間住宅を借り上げている事例が多く見られるが、できる限り教職員公舎等の空室への入居を促進し、その有効活用を図られたい。

(5) 契約事務等の適正な執行について

ア 契約事務について、別途発注すべき箇所の道路改良工事を設計変更により追加するなど、競争性、公平性、公正性を確保する観点から不適切な事務処理が多数見受けられた。

法令や財務規則等で遵守すべきルールを逸脱した事務処理を行った場合には県に損害が生じる可能性もあることから、契約事務に携わる職員はこのことを十分に認識し、適切に事務処理を行うよう注意されたい。

また、管理・監督職は契約事務プロセスの各段階における実効性あるチェック体制の確立に努められたい。

イ 物品調達手続に係る不適正経理の再発防止策の再検証において、「4 重点監査の結果」の「(1)ウ 総括」で記述したとおり、不適正経理につながりかねない事務処理が見受けられたので、全所属において職場会議等を通じて、遵守事項の徹底や兵庫県職員公益通報制度の周知を図るなど、組織を挙げて不適正経理の再発防止に特に留意されたい。

(6) 補助・負担金事業のあり方について

ア ふるさとづくりの推進など地域振興を目的とする補助・負担金事業において、事業費の全額又は大半を県が支出していたり、事業主体の事務局を県が務めている事例があった。

事業の立ち上げ時期は財政負担を含め県が主導して運営することもやむを得ないと考えられるが、地域・団体の自立的な運営を促すため、これら団体と市町、県との役割分担を常に見直すとともに、事業効果を踏まえた県の負担年限の設定、負担割合の漸減など計画的、機動的な補助・負担金事業となるよう検討されたい。

イ 補助金額が1万円であるなど少額の補助事業については、事業効果を十分に検討した上で見直し等に努められたい。

ウ 補助事業で導入した施設の稼働状況が、当初の利用計画に対して低率となっている事例があった。補助事業の実施に当たっては、利用計画の妥当性等を十分に見極めた上で交付決定されたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

地方機関等

(企画県民部関係)

東播磨県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成27年1月7日から10月15日までの間に発生した自損事故等により、公用車6台を損傷（県有車両損傷額160,397円、リース車修繕費188,351円）するとともに、相手方の修繕費等（116,470円）を負担していた。

地域振興室

契約事務について

ため池における環境DNAを活用した生息実態調査研究委託において、委託研究が完了した日の翌日から起算して30日以内に提出させるべき研究成果報告書が提出されていなかった。

加古川県税事務所

収税事務について

平成27年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は2人、総額は5,448,200円で、うち滞納繰越分は3,547,100円である。

加古川健康福祉事務所

予算執行について

生活保護費（扶助費）のうち直接本人に金銭給付する一時扶助等の会計年度所属区分は支出負担行為をした日の属する年度とされているが、平成27年4月1日及び17日に支出負担行為兼支出決定書で支出負担行為をした27年3月分の扶助費2件、129,530円は、27年度予算の支出とすべきであるのに、26年度予算で支出されていた。

加古川土木事務所

1 収入の促進について

平成27年度（12月末現在）における雑入（道路損傷行為に係る費用負担金）等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は38件、総額は449,179,436円で、うち滞納繰越分は34件、449,114,106円である。

2 財産管理事務について

平成27年12月末現在における港湾施設の不法占用は、2件、134平方メートルである。

3 契約事務について

- (1) 一部工種の変更に当たり工事請負業者に指示書を交付しておくべきところ、橋りょう右岸拡幅橋下部工工事（最終契約金額136,117,800円）において、指示書の交付を漏らした事等のため、平成27年3月31日に部分引渡しを受けた橋脚及び橋台に係る一部工種の追加を含む変更契約を5月8日に締結していた。
- (2) 当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、緊急小規模工事に係る契約で契約保証金の不足している契約が2件（不足額5,284,172円）あった。
- (3) 測量、調査業務等委託契約に係る履行確認を行った後、6か月以上経過して還付されている契約保証金が1件、300,000円あった。

北播磨県民局

総務企画室

1 経理事務について

（款）使用料及び手数料で収入すべき過年度河川占用料7件、387,580円及び過年度流水占用料4件、967,240円が（款）諸収入で収入されていた。

2 物品の損傷等について

平成26年12月12日から27年10月23日までの間に発生した自損事故等により、公用車11台を損傷（県有車両損傷額194,227円、リース車修繕費549,060円）するとともに、相手方の修繕費（227,080円）を負担していた。

3 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなけ

ればならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車14台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

加東県税事務所

収税事務について

平成27年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、1人、2,886,084円（現年度分）である。

加東農林振興事務所

経理事務について

（節）委託料で支出すべき地図パネルの作成代金、2件、635,040円が、（節）需用費で支出されていた。

加東土木事務所

1 経理事務について

消滅時効完成等に伴う不納欠損の決定の行われていない給与過年度過払金返納金等が6件、146,357円あった。

2 物品管理事務について

平成26年度決算における重要物品計算書を作成する際に、廃棄処分により実際には管理していない重要物品の調査確認等を怠ったため、重要物品計算書に過大計上となっていた重要物品が、道路情報表示装置主制御装置で1件（12,064,000円）あった。

3 占・使用許可事務について

平成27年3月までに許可期間が満了した河川占用等のうち、27年12月末現在許可更新手続き未了のものが3件ある。

4 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったこと等のため、緊急小規模等河川維持修繕工事等に係る契約で、契約保証金の不足している契約が2件（不足額2,124,732円）あった。

中播磨県民センター

県民交流室

1 物品の損傷について

平成27年3月16日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額127,062円）していた。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民センターが把握した公用車36台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

姫路県税事務所

収税事務について

平成27年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は9人、総額は75,540,468円で、うち滞納繰越分は67,705,138円である。

中播磨健康福祉事務所

収入の促進について

平成27年度（10月末現在）における生活保護費等弁償金の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は85件、総額は1,031,153円で、うち滞納繰越分は72件、893,153円である。

姫路土木事務所

1 収入の促進について

平成27年度（10月末現在）における港湾施設占用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は25件、総額は7,334,240円で、うち滞納繰越分は12件、5,453,930円である。

2 予算執行について

港湾整備事業特別会計で支出すべき償還金（港湾施設使用料過年度還付金）4件、720,480円が一般会計で支出されていた。

3 経理事務について

(節) 需用費で支出すべき船舶維持修繕料1件、3,003,480円が(節) 工事請負費で支出されていた。

4 占・使用許可事務について

平成27年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、27年10月末現在許可更新手続き未了のものが2件ある。

5 契約事務について

当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったこと等のため、緊急小規模道路工事に係る契約で、契約保証金の不足している契約が2件(不足額4,768,276円)あった。

西播磨県民局

総務企画室

物品の損傷について

平成27年1月20日から7月23日までの間に発生した自損事故により、公用車5台を損傷(県有車両損傷額174,344円、リース車修繕費191,313円)していた。

龍野県税事務所

収税事務について

平成27年度(11月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は2人、総額は36,045,500円で、うち滞納繰越分は3,535,500円である。

光都農林振興事務所

経理事務について

- (1) 有害鳥獣捕獲活動(イノシシ)に係る報償費(謝金)の支出において、4か月以上遅れているものが19件、28,644円あった。
- (2) 支給割合の適用を誤ったこと等のため、時間外勤務手当が4件、84,423円(平成26年度分3件、76,763円、27年度分1件、7,660円)過少支給となっていた。

光都土木事務所

1 収入の促進について

平成27年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は26件、総額は6,478,530円で、うち滞納繰越分は10件、5,289,390円である。

2 契約事務について

- (1) 道路改良工事において、別途発注とすべき工事を設計変更により追加した契約が1件あった。
- (2) 当初契約金額と同額以上となる増額変更契約を行う場合は、変更後の契約金額の100分の10以上となるよう契約保証金の追加徴収等を行うべきであるのに、これを行わなかったため、緊急小規模道路工事等に係る契約で、契約保証金の不足している契約が4件（不足額5,024,160円）あった。

3 工事関係事務について

土地売買契約を締結した工事用土地（275.91平方メートル）の物件移転補償契約について、土地上にある看板に係る契約を締結していない契約が1件あった。

但馬県民局

総務企画室

1 物品の損傷等について

平成26年10月3日から27年7月30日までの間に発生した自損事故等により、公用車11台を損傷（県有車両損傷額208,504円、リース車修繕費1,037,199円）するとともに、相手方の修繕費等（159,931円）を負担していた。

なお、このうち2台に係る事故の相手方の修繕費等については交渉中である。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車15台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

地域政策室

経理事務について

商店街支援事業費補助事業において、事前に支出負担行為の決定を行わずに交付決定を行っていたものが1件、800,000円あった。

豊岡健康福祉事務所

収入の促進について

平成27年度（9月末現在）における生活保護費等弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は246件、総額は1,719,420円で、うち滞納繰越分は195件、1,498,920円である。

豊岡農林水産振興事務所

契約事務について

アグリフードEXPO大阪2015の出展に係る物品購入（総額172,269円）について、会場での使用が制限される物品が含まれていたことから発注内容を変更したにもかかわらず、その決定を行っていなかった。

豊岡土木事務所

1 予算執行について

県民まちなみ緑化事業補助金において、予算令達額が不足（916,000円）しているにもかかわらず、補助金の交付決定を行っているものが1件あった。

2 占・使用許可事務について

- (1) 海岸占用料が1件、71,190円調定漏れとなっていた。
- (2) 平成27年3月までに許可期間が満了した河川占用等のうち、27年9月末現在許可更新手続未了のものが5件ある。

淡路県民局

総務企画室

1 物品の損傷について

平成27年3月16日から8月10日までの間に発生した自損事故及び駐車中の公用車への接触事故により、公用車6台を損傷（県有車両損傷額232,394円、リース車修繕費318,462円）していた。

2 公用車の管理について

使用中の物品を損傷したときは、物品使用者は直ちに亡失等報告書を知事に提出しなければならないとされているが、これを怠ったこと等のため、同県民局が把握した公用車13台の損傷は、損傷の発生時期や原因が不明となっていた。

洲本県税事務所

収税事務について

平成27年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は3人、総額は23,456,900円で、うち滞納繰越分は3,151,700円である。

洲本土木事務所

1 収入の促進について

平成27年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は74件、総額は22,347,533円で、うち滞納繰越分は57件、15,792,303円である。

2 補助事業について

- (1) 淡路島観光振興事業（淡路交流の翼港の活用）において、平成27年度淡路県民局ふるさとづくり推進費補助金交付要綱により補助の対象となる事業等の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関して定めるべき別表が制定されていなかった。
- (2) 補助金の交付決定に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに交付決定を行っていたものが2件、4,000,000円あった。

3 経理事務について

港湾施設占用料（9件、195,220円）の調定が5か月以上遅れ、平成27年9月16日及び10月15日となっていた。

（健康福祉部関係）

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成27年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は289件、総額は

2,496,702円で、うち滞納繰越分は203件、1,849,599円である。

2 予算執行について

平成26年度予算で支出すべき扶助費（一時保護委託費）2件、681,960円が、27年度予算で支出されていた。

3 物品の損傷について

平成27年7月31日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（リース車修繕費226,282円）していた。

4 物品調達事務について

物品調達に係る不適正経理防止の一環として管理職等は物品調達に関し抽出調査を月1回程度実施する必要があるが、平成26年度は管理職等による抽出調査が行われていなかった。

姫路こども家庭センター

1 収入の促進について

平成27年度（10月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は368件、総額は3,345,207円で、うち滞納繰越分は341件、3,217,402円である。

2 予算執行について

平成26年度予算で支出すべき扶助費（一時保護委託費）5件、790,320円が、27年度予算で支出されていた。

豊岡こども家庭センター

物品の損傷について

平成26年12月12日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額210,000円）していた。

県立明石学園

1 予算執行について

平成26年度社会的養護関係施設第三者評価業務にかかる予算が令達されていないのに、委託契約を締結しているものが1件、230,000円あった。

2 財産管理事務について

公有財産規則に基づく行政財産の用途廃止及び取壊しの決定を行わないで、撤去した建物が2棟あった。

(産業労働部関係)

県立ものづくり大学校

経理事務について

(節) 需用費で支出すべき吊りクランプの購入代金、1件、70,200円が、(節) 備品購入費で支出されていた。

県立但馬技術大学校

職業訓練生の充足について

平成27年度の機械制御工学科における職業訓練生の定員に対する入校率が45.0%と著しく低調である。

(農政環境部関係)

県立農林水産技術総合センター

1 経理事務について

海洋観測用機器の部品交換を伴う点検等の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに需用費(修繕費)等を支出していたものが2件(613,440円)あった。

2 物品等の損傷について

平成27年5月13日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷(リース車修繕費123,182円)するとともに、11月2日のオートダンプの誤操作により、工作物1個を損傷(損傷額324,000円)していた。

3 契約事務について

落札者の入札保証金に関して、契約保証金に代えて履行保証保険契約が締結されたときは、当該入札保証金は速やかに還付すべきであるのに、5か月以上経過して還付しているものが1件、1,200,000円あった。

(教育委員会関係)

県立歴史博物館

契約事務について

特別展開催委託に係る契約で、平成27年度の債務負担行為がないにもかかわらず、委託期間が26年度から27年度にわたる契約を締結していたものが1件、12,000,000円あった。

県立考古博物館

財産管理事務について

考古博物館の利用許可において、利用許可書の内容と現場の状況とを確認せずに許可したため、カフェ厨房分(19.5平方メートル)の利用許可が8か月以上遅れ、平成27年12月22日となっていた。

神戸工業高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度(8月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、85.0%(前年度同期98.2%)で低率である。

尼崎工業高等学校

債権管理について

消滅時効が迫っていた授業料の収入未済(平成21年9月分から12月分まで)について、窓口で9月分を現金徴収した際に、残りの3か月分(10月分から12月分まで)について債務承認をさせるなど適切な時効中断措置を講じなかったため、時効完成により不納欠損処理しているものが2件、19,800円あった。

阪神昆陽高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度(8月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、84.8%(前年度同期90.0%)で低率である。

有馬高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度(8月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、80.0%(前年度同期83.3%)で低率である。

明石高等学校

財産管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が1本あった。

明石西高等学校

財産管理事務について

備品（コンテナ2台）を土地に定着させた建造物について、建物として公有財産への編入を決定していなかった。

加古川西高等学校

経理事務について

丁合機購入に係る備品購入費の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに、備品代金を支出していたものが1件（353,160円）あった。

西脇北高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、46.2%（前年度同期100.0%）で低率である。

三木北高等学校

経理事務について

（節）需用費で支出すべきランチテーブル、1件（15台）、1,225,800円が（節）備品購入費で支出されていた。

松陽高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度（12月末現在）における全日制高校授業料の納期内納付率は、84.4%（前年度同期99.2%）、定時制高校授業料の納期内納付率は、41.4%（前年度同期51.5%）で低率である。

小野高等学校

契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、耐震補強その他工事に伴う物品移転作業に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が1件（契約額2,008,800円）あった。

播磨農業高等学校

物品の損傷について

平成27年5月22日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額269,578円）していた。

姫路北高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度（10月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、70.0%（前年度同期90.9%）で低率である。

飾磨工業高等学校

1 授業料の徴収状況について

平成27年度（10月末現在）における全日制高校授業料の納期内納付率は85.4%（前年度同期100.0%）、定時制高校授業料の納期内納付率は75.4%（前年度同期78.1%）でいずれも低率である。

2 経理事務について

回数券で認定すべき者について定期券で認定したため、平成26年度及び27年度分通勤手当が1件、99,930円過大支給となっていた。

網干高等学校

経理事務について

- (1) 平成26年度に調定すべき通信教育受講料について、27年度に調定しているものが16件、92,542円あった。
- (2) 平成27年度通信教育受講料が39件、221,818円調定漏れとなっていた。

龍野北高等学校

授業料の徴収状況について

平成27年度（11月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、51.0%（前年度同期55.6%）で低率である。

但馬農業高等学校

経理事務について

奨学給付金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに給付金を支出していたものが50件（総額3,299,200円）あった。

青雲高等学校

収入の促進について

平成27年度（8月末現在）における違約金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は10件、総額は3,091,860円で、全額が滞納繰越分である。

こやの里特別支援学校

契約事務について

学校仮設校舎リース契約（平成27年度契約額2,967,840円）において、変更契約で契約期間の延長等を行っているが、契約保証金に代えて締結された履行保証保険の保険期間の延長等が24年4月1日からなされず、長期間にわたり契約保証がない状態となっていた。

上野ヶ原特別支援学校

契約事務について

随意契約により契約を行う場合、最低制限価格を設けることは認められていないのに最低制限価格を設けていた契約が1件（契約額2,138,400円）あった。

その結果、最低の価格をもって見積書を提出した者の見積金額に比べて契約額が313,200円割高となっていた。

(公安委員会関係)

葦合警察署

物品の損傷等について

平成26年9月5日から27年6月26日までの間に発生した公用車への追突事故等により、公用車6台を損傷（損傷額285,291円）していた。

なお、うち1台に係る相手方の修繕費等については交渉中である。

神戸西警察署

物品の損傷等について

平成26年10月1日から27年8月25日までの間に発生した自損事故等により、公用車14台を損傷（損傷額1,452,871円）するとともに、相手方の修繕費等（275,702円）を負担していた。

※ うち1台については、損傷に伴い当該車両（原動機付自転車）を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

西宮警察署

物品の損傷について

平成26年9月24日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額214,218円）していた。

姫路警察署

物品の損傷等について

平成27年2月7日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額90,525円）するとともに、相手方の修繕費等（204,997円）を負担していた。

網干警察署

物品の損傷等について

平成26年12月2日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額7,128円）するとともに、相手方の修繕費（251,424円）を負担していた。

たつの警察署

物品の損傷等について

平成27年1月19日及び26日に発生した接触事故により、公用車2台を損傷（損傷額19,440円）するとともに、相手方の修繕費等（581,932円）を負担していた。

豊岡北警察署

物品の損傷について

平成27年8月26日に発生した駐車中の公用車への衝突事故により、公用車2台を損傷（損傷額194,118円）していた。

南あわじ警察署

1 物品の損傷等について

平成26年12月26日に発生した接触事故により、公用車1台を損傷（損傷額27,540円）するとともに、相手方の修繕費等（951,600円）を負担していた。

2 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、車両用燃料供給に係る契約で、契約保証金の不足している契約が1件（不足額350,000円）あった。